

土地利用基本計画とは

国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画の全国計画及び県計画を基本として、都道府県知事が定める計画です。

(1) 内容

- ① 計画図 五地域（都市、農業、森林、自然公園及び自然保全）を5万分の1の地形図上に一元的に記したものです。
- ② 計画書 土地利用の調整等に関する調整指導方針、土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画等を記した文書です。

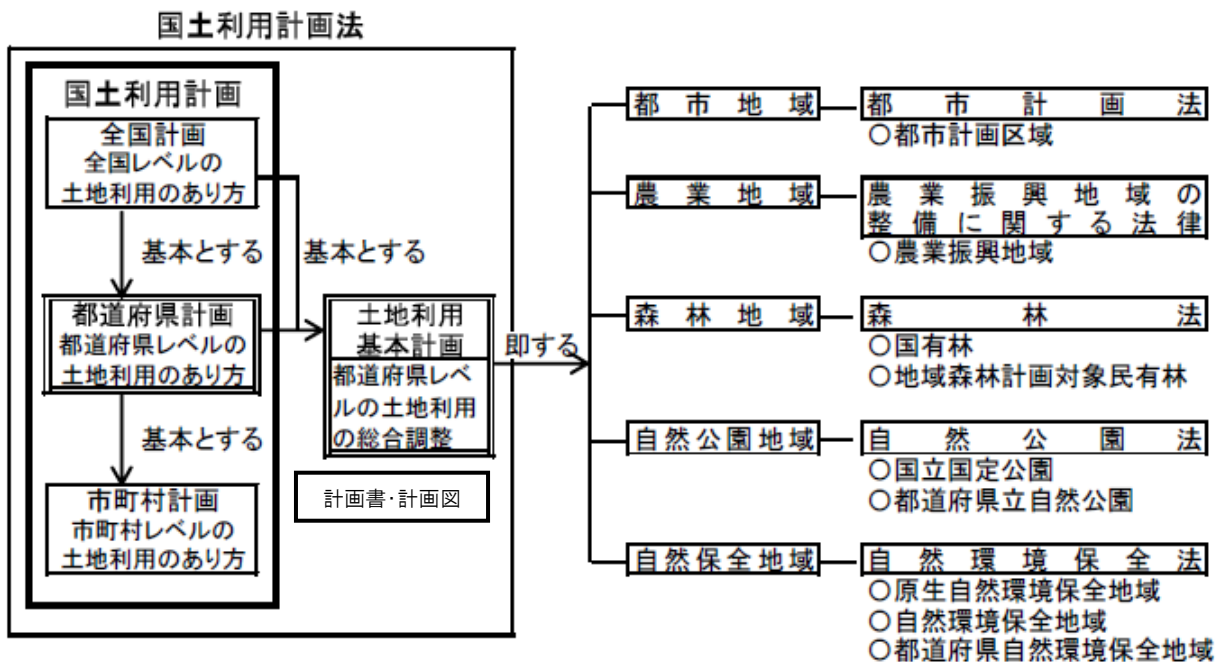
(2) 役割

土地利用基本計画は都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、行政内部の総合調整機能を持っています。

(3) 策定手続

計画を定める（変更する）場合には、福島県総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければなりません。

国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系



○ 国土利用計画法上の定義

- 都市地域 : 一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域
農業地域 : 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域
森林地域 : 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域
自然公園地域 : 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の促進を図る必要がある地域
自然保全地域 : 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域
白地地域 : 上記いずれの指定もない地域

○ 土地利用基本計画における略称

- 都 : 都市地域
農 : 農業地域
森 : 森林地域
公 : 自然公園地域
保 : 自然環境保全地域
都農 : 都市地域と農業地域の重複
都森 : 都市地域と森林地域の重複
都自 : 都市地域と自然公園地域の重複
農森 : 農業地域と森林地域の重複

○ 「細区分の指定状況」の略称

- 用途 : その他の用途地域
(市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域における用途地域)
農用 : 農用地区域
民林 : 地域森林計画対象民有林
保安 : 保安林